平成２７年（フ）第５６３号
名古屋市南区三条２丁目16番１―309号　氷室荘
債務者　松井　由紀
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３号
京都府舞鶴市字下福井949番地16
債務者　古沢　　清
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
堺市南区三原台３丁１番１―309号
債務者　谷本　春代
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
兵庫県美方郡香美町香住区下浜667番地の３
債務者　清水　章生
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
鹿児島県鹿児島市上之園町22番地15　甲南パークマンション501号
債務者　田中　美和
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目32番23号サンガーデン慈眼寺Ａ―201号
債務者　森　　文代
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９６号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地26　Ｍｉｎ谷山306号
債務者　藤元　匠吾
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目32番１―302号
債務者　鬼丸　　剛
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
横浜市中区初音町１丁目２番地９　ライオンズマンション野毛山公園南204号室
債務者　谷川　達也
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０６号
横浜市神奈川区白幡向町７番６―103号
債務者　奥地　恒介
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１５号
横浜市保土ケ谷区岩井町34番地　ＳＩマンション保土ケ谷403号
債務者　織田　　龍
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５９号
栃木県真岡市小林763番地２　市営三ノ宮団地Ａ―36号
債務者　原田　和典
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８７号
栃木県大田原市山の手１丁目11番15号、前住所栃木県那須郡那須町大字高久乙192番地
債務者　相馬　建司（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８８号
栃木県大田原市山の手２丁目19番26号
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７号
岐阜県高山市神田町１―29　カンダサニーサイドテラス４Ｃ、住民票上の住所岐阜県高山市七日町３丁目48番地１
債務者　川上久美子（旧姓洞口）
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午後１時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番14―105号
債務者　福井　信行
1　決定年月日時　平成27年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係